

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	122,749,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	鶴見工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	75,790,000	令和4年4月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	八尾工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	176,000,000	令和4年4月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	220,825,000	令和4年4月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	8,855,000	令和4年4月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
6	舞洲工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	16,368,000	令和4年4月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	八尾工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	28,160,000	令和4年4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場低速回転式せん断破碎設備緊急修繕	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	1,265,000	令和4年5月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
9	東淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	東淀工場	(株)天満電機産業	4,070,000	令和4年5月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	舞洲工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	478,500,000	令和4年5月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	鶴見工場クレーン設備修繕	機械器具設置工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,936,000	令和4年5月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	西淀工場電子計算機設備修繕	電気工事	西淀工場	富士電機(株)	708,400	令和4年5月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	八尾工場じん芥クレーンバケットNo.1修繕	機械器具設置工事	八尾工場	(株)福島製作所	1,078,000	令和4年6月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	鶴見工場1号じん芥クレーン設備修繕	機械器具設置工事	鶴見工場	日立造船(株)	612,700	令和4年6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
15	鶴見工場No. 1じん芥クレーンバケット修繕	機械器具設置工事	鶴見工場	(株)福島製作所	634,590	令和4年6月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
16	八尾工場補機関係整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	10,120,000	令和4年6月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
17	西淀工場円形玄関（外・内）・職員用自動扉修繕	建具工事	西淀工場	ナブコドア(株)	1,991,000	令和4年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
18	鶴見工場1号ボイラー設備緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	8,052,000	令和4年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
19	舞洲工場2号炉誘引通風機制御盤更新工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	106,766,000	令和4年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
20	八尾工場電気計装設備整備工事	電気工事	八尾工場	富士電機(株)	28,732,000	令和4年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
21	舞洲工場破碎設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	125,180,000	令和4年6月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に変換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。また、有害ガス除去装置は、ごみを焼却した際に発生する有害ガスを除去する設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。また、有害ガス除去装置が故障していることから排ガス中の有害物質を除去することができず、大気汚染防止法等関係法令の排出基準を順守することは不可能である。よって、緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに補修工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。また、排ガス中の有害ガスの排出基準を順守できない状態での炉の運転は不可能である。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。またごみピット消火ポンプは、ピット火災発生時に初期消火のために動作する放水銃へ水を供給する設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。また、ごみピット消火ポンプも故障していることから、ピット火災時の初期消火の対応が不可能であり、2次災害の危険性がある。よって、緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに補修工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがある。また、ピット火災時の初期消火の対応が不可能で、2次災害が発生すると、被害が拡大することが懸念される。以上のことから、早急な復旧が必要となる。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

有限会社 サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは貯留されるごみを積替、攪拌、投入するために使用し、灰クレーンは灰ピット内の焼却残さ、捕集灰処理物等をトラックに積み込むために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(有)サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(有)サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(TEL:072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場低速回転式せん断破碎設備緊急修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当破碎設備のせん断破碎機油圧ユニット内アキュムレーターガスチャージコネクタより油漏れが発生し、せん断破碎機の運転が不可能に陥ったため修繕を行うものである。本設備が停止になれば粗大ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあることから緊急的な対応が必要なものである。

当工場の破碎設備の一部である低速回転式せん断破碎設備は、日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当低速回転式せん断破碎設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は、日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入を行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーン設備修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う鶴見工場クレーン設備は、貯留されるごみを積替、攪拌や、焼却炉へ投入するために使用している。設備を構成する機器は、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図る必要がある。

当工場のクレーン設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、クレーン設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のクレーン設備において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場電子計算機設備修繕

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

西淀工場の電子計算機設備は、一般廃棄物処理施設におけるプラント設備の一部であり、運転制御装置の中枢部として24時間連続で稼働している重要な設備である。

本電子計算機設備は、富士電機株式会社の独自の技術により設計・製作されたものである。

本修繕を実施するためには、電子計算機設備単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、本設備を設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

従って、本修繕を実施することができるのは、富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場じん芥クレーンバケット No.1 修繕

2 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う八尾工場じん芥クレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場1号じん芥クレーン設備修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回修繕を行う鶴見工場じん芥クレーン設備は、貯留されるごみを積替、攪拌や、焼却炉へ投入するために使用している。設備を構成する機器は、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図る必要がある。

当工場のじん芥クレーン設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはじん芥クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、じん芥クレーン設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のじん芥クレーン設備において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場No. 1じん芥クレーンバケット修繕

2 契約の相手方

(株)福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う鶴見工場No. 1じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場補機関係整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う機器冷却塔は、焼却設備の各機器において、昇温した機器冷却水を所定の温度まで冷却し、循環再使用する焼却設備の補機部分であり、No.1機器冷却塔に損傷が確認されたため、整備を行うものである。

本設備は、三菱重工業（株）が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場円形玄関（外・内）・職員用自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する自動扉はナブコドア株式会社の独自の技術により設計・製作されたものであり、今回交換する DS-150 及びその他の部品について他社では使用部品の調達も不可能である。また、交換する鍵については、自動扉を脱着したうえで作業する必要がある。

したがって自動扉が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。自動扉を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないため、修繕後の動作保証が可能な製造メーカーであるナブコドア株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場 (TEL 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場 1 号ボイラー設備緊急補修工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

鶴見工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、1号ボイラー水管の故障により焼却炉の運転が不可能な状況となっており、早期に焼却炉の運転を開始しなければ、ごみ処理計画に支障をきたし、ごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあるため緊急工事を行うものである。

当工場のボイラーは日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本工事については、ボイラーが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当工場のボイラーを設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉誘引通風機制御盤更新工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う誘引通風機制御盤は、当工場の焼却設備の一つである誘引通風機の回転数制御による適切な炉圧制御を行うものであり、誘引通風機は24時間連続で稼働している。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場の電気計装設備は富士電機株式会社が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうちごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)